

みんなで
つくろう

差別のない 人権尊重のまち 伯耆町

インターネットの発達や社会情勢の変化、価値観の多様化に伴い、人権問題が複雑化している状況があります。人権に関する法律も整備されています。そこで伯耆町では、差別がなく安心して暮らせる真に人権が尊重されるまちづくりを一層図ることを目的として、「伯耆町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする人権尊重に関する条例」の一部を改正しました。

(令和6年10月1日施行)

伯耆町に暮らす人、伯耆町で働く人 みんなが守ること



条例には、私たちがお互いの人権が尊重される差別のない人権尊重のまち伯耆町をつくるために、どのような行動をする必要があるのかを定めています。

- お互いに人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めてください。あわせて、町が実施する人権施策に協力をお願いします。

- 私たちは、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とするあらゆる差別行為（インターネット上を通じて行う行為を含む）をしません。

〈差別行為とは〉

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- (2) いじめ又は虐待
- (3) プライバシーの侵害
- (4) 不当な差別的取扱い

- 私たちは、真に人権が尊重されるまちづくりを実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、お互いに協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組めます。

伯耆町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする人権尊重に関する条例(抄)

(目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令及び鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号）の趣旨を踏まえ、人権尊重に関し、町及び町内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定め、部落差別をはじめとするあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）をなくし、安心して暮らせる真に人権が尊重されるまちづくりを図ることを目的とする。

(差別のないまちづくりの推進)

第4条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場（以下この条において単に「様々な場」という。）において、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、障がい、感染症等の病気、職業、及び被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。）をしないものとし、差別のないまちづくりを推進する。

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- (2) いじめ又は虐待
- (3) プライバシーの侵害
- (4) 不当な差別的取扱い

- 2 町及び町内に暮らす全ての者は、真に人権が尊重されるまちづくりを実現するため、様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。

人権相談窓口

- 伯耆町にも、人権尊重のまちづくりを推進するため、人権に関する相談に応じる相談窓口があります。

人権に関することでお悩みのかたの相談をお聴きし、関係機関と連携した相談者の支援等を行います。また、鳥取県、法務局と連携して相談に応じることもあります。相談は無料で秘密は守られます。

伯耆町教育委員会人権政策室	☎0859-62-0713
伯耆町文化センター	☎0859-62-7078
鳥取県西部総合事務所県民福祉局	☎0859-31-9649
鳥取地方法務局米子支局	☎0859-22-6161（音声ガイダンス③）

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日・12/29～1/3を除く）

発行 伯耆町人権教育・啓発推進協議会

（事務局）伯耆町教育委員会事務局 人権政策室内

〒689-4201 鳥取県西伯郡伯耆町溝口647番地

【電話】0859-62-0713 【FAX】0859-62-7172

【E-mail】jinkenseisakusitu@houki-town.jp

印刷／有限会社 米子プリント社